

## 新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いにより仕事に行けなかった方で、下記の要件を満たしている方に傷病手当を支給します。

### 【支給要件】

- 1 瀬戸市の国民健康保険に加入している。
- 2 会社等で雇われていて、給与をもらっている。
- 3 新型コロナウイルス感染症に感染した方である。（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。）
- 4 療養のために3日連続して仕事に行けず、4日目以降も仕事に行けなかった日がある。
- 5 療養のために休んだ日の給与がもらえない。（一部もらえない場合も含む。）
- 6 療養のために休んだ日は出勤予定の日であった。

### 【支給対象日】

療養のため仕事に行くことができなかった日のうち、最初の3日間を除いた日。

### 【支給額】

（直近の継続した3か月間の給与収入の合計÷就労日数）× $\frac{2}{3}$ ×支給対象日数

給与収入を全部または一部もらうことができる方には、もらうことができる期間は傷病手当を支給しません。ただし、その給与収入が傷病手当金より少ないときは差額を支給します。

### 【支給期間について】

令和2年1月1日から令和4年9月30日までの間で療養のため仕事を休むこととなった期間。ただし、入院が継続する場合などは支給を始めた日から最長1年6か月までになります。